

鳥取県文化部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(令和3年11月30日 Ver. 1.1)

1 基本的な考え方

- (1) 部活動を指導する教員・部活動指導員（以下「顧問」という）は、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に則って活動を実施する。
- (2) 顧問は感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動させる。特に、合同練習等の実施や大会への参加については、段階的に練習を実施し、顧問はケガや熱中症予防に最善の配慮を行う。
- (3) 活動にあたっては、校長は以下の基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
 - ・顧問及び生徒は、活動中は原則マスクを着用する。
 - ・顧問及び生徒は、活動前後だけでなく活動中も手洗いや手指消毒を徹底する。
 - ・顧問及び生徒は、更衣室及び部室を含む活動場所が密閉空間とならないよう、換気を徹底する。
 - ・顧問及び生徒は、密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。
 - ・顧問及び生徒は、近距離での会話や大声での発声をしない。

2 活動計画について

- (1) 顧問は必ず月ごとの活動計画を作成し、管理職の了解を得た上で活動し、実績報告を作成して管理職へ提出する。
- (2) 計画の作成については、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」、本ガイドライン及び「学校の文化部活動に係る活動方針」に則って作成する。
- (3) 管理職は、活動計画及び活動状況を随時点検し、活動時間や休養日が遵守できない場合や、感染防止対策が不十分な部については指導を行い、改善が見られない場合は活動を許可しない。

3 活動実施について

＜顧問が対応すべきこと＞

- (1) 活動前に、自身の体調を確認し、発熱等の風邪の症状がある場合には指導を行わない。
- (2) 活動前後及び活動中に生徒の体調確認を行う。
- (3) 生徒が活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合は、かかりつけ医に相談させる。かかりつけ医がいないなど相談先に迷う場合は、受診相談センターに相談させる。受診相談センターについては下記の表を参照。

受付時間	区分	連絡先		
9時～17時15分 ※土日祝日含む ※年末年始 (12月29日～1月3日)を除く	電話	0120-567-492		
	FAX	0857-50-1033		
上記以外の時間	地区	東部	中部	西部
	電話	0857-22-8111	0858-23-3135	0859-31-0029

- (4) 部門ごとの活動（練習及び大会）については、それぞれの全国組織団体からの

活動方針やガイドラインに則って活動する。

- (5) 近距離での発声等を伴う部門（合唱、吹奏楽、演劇等）においては、全国組織団体が合同での活動の実施を認めている場合、かつ2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする（ただし、鳥取県版新型コロナ警報の警戒情報が発令されていない場合、かつ医師の診断により練習への参加が許可された場合は可とする）。
- (6) 共用して使用する道具・楽器等については、活動前後だけでなく活動中も消毒を行う。ただし、材質やメンテナンス上、用具等の消毒が行えない場合は、生徒自身が使用後に、手指等の消毒を行う。
- (7) 顧問はミーティングを行う際は、生徒にマスクを正しく着用させ、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避する。
- (8) 合同練習等の実施及び大会参加は、「大会（定期演奏会等の発表会を含む）への参加及び実施におけるガイドライン」（最新版）を参照の上、実施及び参加する。
- (9) 卒業生等の学校訪問者に対して、顧問が責任を持って以下の感染防止対策を徹底する。
 - ・国の「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置対象地域」及び県が設定する「感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）」「感染流行警戒地域（Ⅲ）」「感染注意地域（Ⅱ）」の居住者が、部活動の練習への参加や生徒に対して指導を行う場合は、来県・帰県後2週間経過していることを確認し記録する。ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用者は、この限りではない。
 - ・県が設定する「感染散発地域（Ⅰ）」の居住者が、部活動の練習への参加や生徒に対して指導を行う場合は、来県・帰県前2週間の検温を含む体調管理を実施していることを確認し記録する。
 - ・過去2週間以内の流行地（緊急事態宣言等対象地域）の訪問歴がないこと及び過去2週間以内に流行地（緊急事態宣言等対象地域）の訪問歴のある方との接触がないことを確認し記録する。
 - ・当日、体調不良や風邪の症状がないことを確認する。
 - ・連絡先を把握する。
 - ・生徒との活動内容及び活動時間を記録する。
 - ・原則マスクを着用させる。
 - ・活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒をさせる。
 - ・水分補給のための飲料や汗を拭くためのタオルは、個人で準備させる。
- (10) 活動場所に注意点について掲示を行う。
- (11) 活動場所は、定期的（30分に1回5分程度）に扉や窓を2方向以上開けて、施設全体の十分な換気を行う。また、空気が停滞しないように送風機などで空気の流れを作る。

<生徒個人が対応すべきこと>

- (1) 普段から体調管理に努める。発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加しない。
- (2) 活動中に体調が悪くなった場合は、顧問へすぐに知らせる。
- (3) 活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。
- (4) 水分補給のための飲料については、個人で準備し、回し飲みなどを行わない。
- (5) 水分補給用の飲料をドリンクジャグタンクなどで準備し、部員で共有しての水分補給は行わない。
- (6) タオルについては、個人で準備し、他の部員と共有しない。

- (7) タイマーやストップウォッチ等の操作は、可能な限り担当する人を限定する。
- (8) 仲間同士のハイタッチや抱擁等は控える。
- (9) 衣装等洗濯が必要なものは、当番や担当が洗濯をするのではなく、使用した個人で洗濯する。
- (10) 活動中に円陣を組んだり、大声を出したりしない。
- (11) 活動後はカラオケボックスや大型商業施設に立ち寄ることなく速やかに帰宅する。

4 マスクの取扱いについて

- (1) 活動中（行為等の時間を含む）生徒は、原則マスクを着用する。活動中やむを得ず外す際には、感染リスクを避けるため、周囲との間隔をできる限り2m確保する。ただし、準備・片付け、アップ・ダウン、休憩中は、マスクを着用する。
- (2) 夏季の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外す場合には、できるだけ人との距離を2m保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- (3) 顧問は、原則マスクを着用する。ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断するが、その際は生徒との間隔をできる限り2m保つ。

5 更衣室及び部室について

- (1) 顧問は、生徒が更衣室及び部室を利用する場合は、人と人との距離が1m以上確保できるよう利用人数を制限し、換気を徹底するとともに、利用人数や注意点についての掲示を行う。
- (2) 複数の生徒が触れる場所については、利用開始時・終了後に生徒が消毒を行い顧問に報告する。
消毒方法：アルコール消毒液（濃度60%～90%のもの）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（濃度0.05%のもの）等
※詳細は右のQRコードのとおり
※消毒は手が触れる箇所のみで十分。
※生徒自ら消毒を行う場合には、アルコール消毒液を使用させるものとする。
- (3) 顧問は出入口に手指の消毒設備（アルコール消毒液、濃度60%～90%のもの）を設置し、出入りの際及び共用物の使用前後は手洗い若しくは手指消毒を行うよう掲示を行う。
- (4) 更衣中を除き利用中は、生徒は定期的（30分に1回5分程度）に扉や窓を2方向以上開けて（換気扇があれば換気扇を常時稼働）、施設全体の十分な換気を行う。窓がない場合はドアを開けて送風機などで部屋の外に出す空気の流れを作る。
- (5) 更衣室及び部室では飲食を行わない。
- (6) 部室内に設置した共有タオル（手洗いや器具拭き用）は撤去し、生徒各自がタオルを準備する。
- (7) 更衣室及び部室内では、大声での会話はしない。
- (8) 鼻水、唾液が付いたゴミは都度袋に密閉して縛ってから捨てる。また、ごみは生徒がこまめに回収し、回収する者はマスク及び手袋を着用して取扱い、手袋を外した後は手洗いを徹底する。
- (9) 必要以上の長時間の利用は避ける。



6 県外への遠征及び県内への受入れについて

- (1) 県外への遠征（合同練習、合宿）及び県内への受入れ（合同練習、合宿）を行う場合は、感染防止に万全の注意を払うこと。なお、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、行わないこととし、県が設定する「感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）」「感染流行警戒地域（Ⅲ）」「感染注意地域（Ⅱ）」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、極力控える。また、「感染散発地域（Ⅰ）」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。
- (2) 県外への遠征（大会参加、合同練習、合宿）及び県内への受入れ（合同練習、合宿）を行う場合は、実施計画（会場への移動手段を含む）及び感染予防対策を作成し、管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染防止対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。
- (3) 大会参加については、「大会（定期演奏会等への発表会を含む）への参加及び実施におけるガイドライン」（最新版）を参照の上、実施及び参加する。
- (4) 移動において、借り上げバスや公共交通機関及び自家用車等（レンタカー、中型自動車含む）を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、必ずマスクを着用する。併せて、窓を開けるなど可能な限り換気に努める。
- (5) 借り上げバス及び自家用車等（レンタカー、中型自動車含む）での移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取り、休憩時間中はドアを開放して換気する。

7 遠征や合宿における宿泊や食事について

- (1) 宿舎内においては、食事中以外必ずマスクを着用する。
- (2) 宿泊を行う場合は、原則個室とする。ただし、個室が全員分確保できず相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、部屋内において特段の感染防止対策を徹底する。また、二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人との距離をとる。
- (3) 相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避し、感染症防止対策を徹底する。なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、適宜消毒を行う。
- (4) 宿舎での食事は原則一人盛りでの提供とする。ただし大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トングや取り箸などの共有を行わない。
- (5) 食事中は大きな声で話さず、会話の際はマスクを着用する。
- (6) 片付けについては、従業員の方の指示に従って、人と人との間隔をとって行う。
- (7) 昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役割を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
- (8) 食事の盛り付けや弁当の配布を行う役割の者は、手洗い、手指消毒を十分に実施して行うこと。
- (9) 脱衣室及び浴室の利用は、距離をとって利用できる人数に顧問が制限し、ローテーションを決めて分散して利用を行うこと。また、使用中は大声での会話を

しない。

- (10) 脱衣室及び浴室を使用中は、換気扇を稼動する等で換気を徹底する。また、ドライヤー等を共用する場合は使用前後での手洗い若しくは手指消毒を徹底する。
- (11) 集合時やミーティング時は、距離をとって行える場所を確保しマスクを着用して行う。